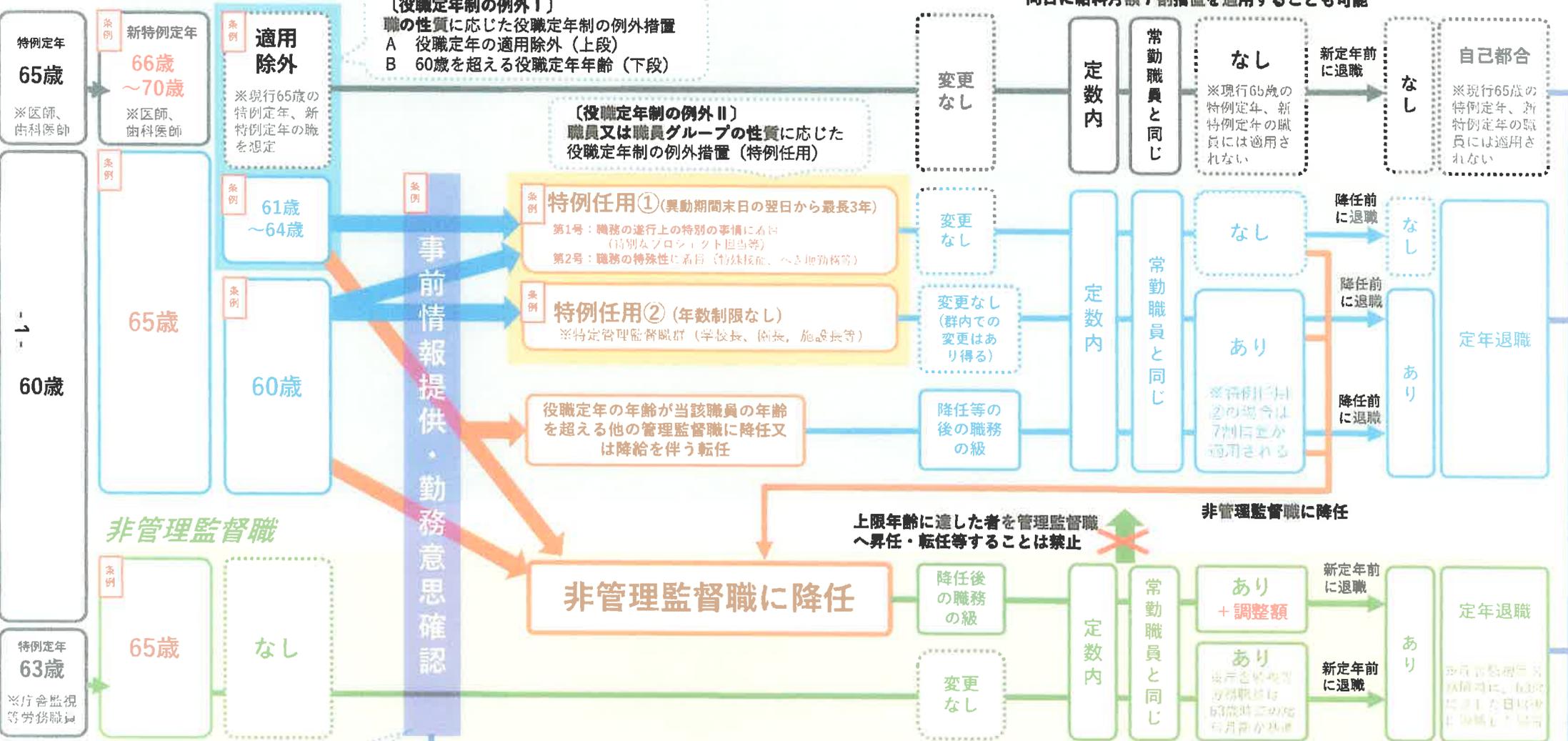


# 令和3年地方公務員法改正の全体像

<b>現行定年年齢</b> <small>※市町村に多い例</small>	<b>引上げ後の定年年齢</b>	<b>管理監督職勤務上限年齢</b> <small>(役職定年)</small>	<b>上限年齢に達する年度の前年度</b>	<b>異動期間における取扱い</b> 異動期間：60歳（又は61歳～64歳の上限年齢）に達した日の翌日後の最初の4/1までの期間	<b>特定日以後の取扱い</b> 特定日：60歳（又は61歳～64歳）に達した日後の最初の4/1	<b>引上げ後の定年前に非違によらずに退職した場合の退職手当</b>
				任用上の取扱い	職務の級	ピーク時特例
						退職事由
					定数	勤務時間
						給料月額 7割措置

**管理監督職** (管理職手当が支給される職員の職及びこれに準ずる職であって、条例で定める職)

4/1付で降任等を行い、同日に給料月額7割措置を適用することも可能



- 【主な情報提供事項】**
- 管理監督職勤務上限年齢制による降任
  - 再任用短時間勤務制度
  - 退職手当に関する制度 (ピーク時特例等) 等
  - 給料月額7割措置

## 定年前再任用短時間勤務制

60歳に達した日以後に退職

定年前再任用短時間勤務職員 (試考採用)

非管理監督職の職務の級

定数外 短時間勤務

定年退職日相当日までを任期とし、その間、常勤職員へ昇任・転任等をする事はできない

特定日以降に退職して定年前再任用短時間勤務職員として勤務することも可能

# 1 定年年齢の引上げについて

## POINT

定年退職となる年齢が「60歳」から「65歳」に2か年度に1歳ずつ段階的に引き上げられる。そのため、年度によっては定年退職者なしの年度が発生する。

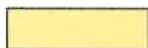
事業年度 誕生年度	現行法		新地方公務員法施行(令和5年4月1日)									
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
	定年引上げ年齢→		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
1961(昭和36)年度生まれ	60歳 退職	61歳 再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
1962(昭和37)年度生まれ	59歳	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
1963(昭和38)年度生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳				
1964(昭和39)年度生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳			
1965(昭和40)年度生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳		
1966(昭和41)年度生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 再任用	
1967(昭和42)年度生まれ	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

2か年度に1歳ずつ引き上げのため退職該当者なしの年度が発生する。

※上図の補足



60歳到達年度



延長された定年退職年齢  
新法による暫定再任用制度



情報提供・意思確認措置の時期  
旧法による現行の再任用制度

※ 第一法規株式会社「職員定年延長制度の課題整理オンラインセミナー」(R4/1/25開催)の資料より引用

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年清水町条例第18号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期付職員の給与)</p> <p><b>第7条</b> 任期付職員に、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員の項に定める給与を支給する。ただし、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間を考慮し、別に定める給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期付職員の給与)</p> <p><b>第7条</b> 任期付職員に、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2 <u>再任用職員</u>以外の職員の項に定める給与を支給する。ただし、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間を考慮し、別に定める給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の特例に関し、規定することを目的とする。</p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p><b>第1条の2</b> <u>降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員</u>の意に反して、当該職員<u>の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）</u>することとする。</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>職員</u>の意に反する降任、免職、<u>休職又は降給</u>の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(失職の特例)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。但し、第4条第2項の規定は昭和27年4月1日から適用する。</p> <p>2 <u>清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第1条の2中「とする」とあるのは「並びに清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>3 <u>第2条第7項の規定は、清水町職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員の降給</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手続及び効果に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(降任、免職<u>及び休職</u>の手続)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>職員</u>の意に反する降任、免職<u>又は休職</u>の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(失職の<u>例外</u>)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。但し、第4条第2項の規定は昭和27年4月1日から適用する。</p>

改正後	改正前
については、この条例の規定を準用する。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の定年に関する条例（昭和59年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条）</u></p> <p>第2章 <u>定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p>    <b>第1章 総則</b></p> <p>    (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>    <b>第2章 定年制度</b></p> <p>    (定年)</p> <p><b>第3条</b> 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>    (定年による退職の特例)</p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p><b>第3条</b> 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

改正後

長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は、前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は、第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 (略)

**第3章 管理監督職勤務上限年齢制**

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

**第6条** 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第16条の3第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

改正前

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は、前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は、第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 (略)

改正後

**第7条** 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

**第8条** 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合に、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第9条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

改正前

## 改正後

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延

## 改正前

改正後	改正前
<p><u>長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><b>第10条</b> <u>任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><b>第11条</b> <u>任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><b>第4章 定年前再任用短時間勤務制</b></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><b>第12条</b> <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p>	

改正後

改正前

**第13条** 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

**第5章 雑則**

**第14条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日

**附 則**

1・2 (略)

改正後	改正前
<p>までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再

任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条約定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以

後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第10号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p><b>第3条</b> 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第9条の3に規定する通勤手当及び第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p><b>第3条</b> 減給は、1日以上6月以下給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第9条の3に規定する通勤手当及び第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第3条</b> 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上での週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第3条</b> 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上での週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再</p>

改正後	改正前
<p>等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第13条</b> 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p><b>第19条</b> 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。</p>	<p><u>任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第13条</b> 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p><b>第19条</b> 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年清水町条例第2号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第9条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p><b>第16条</b> 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第9条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p><b>第16条</b> 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)			(略)		
第4条第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第4条第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第9条の3第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	第4条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第9条の3第2項第2号			第9条の3第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職

改正後

(略)

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

**第18条** 任期付短時間勤務職員の給料月額、当該任期付短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合の給与条例第4条第9項に規定する基準給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 前項に定めるもののほか、任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の3第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第16条の4第2項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

**第20条** 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

改正前

員」という。)

(略)

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

**第18条** 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条の2	法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による	前条の規定により決定された
第9条の3第2項第2号	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第16条の4第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

**第20条** 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

改正後	改正前
<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p><b>第21条</b> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p><b>第21条</b> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（育児短時間勤務職員等に関する読替え）
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、清水町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例（平成14年清水町条例第57号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)  <b>第2条</b> (略)                      2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員                       (2) (略)                      (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)                      (4) (略)                      (5) <u>職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u>                      (6) (略)                      3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)  <b>第2条</b> (略)                      2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。)                      (2) (略)                      (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)                      (4) (略)                       (5) (略)                      3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

3 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例(令和4年清水町条例第 号)附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、職員の定年に関する条例(昭和59年清水町条例第23号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例による改正後の公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(昇給の基準)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p><b>第4条の2</b> <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</u></p>
<p>(通勤手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関</p>	<p>(通勤手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し</p>

## 改正後

## 改正前

等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～オ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につ

てその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～オ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につ

改正後	改正前
<p>き、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額 3～6 (略)</p>	<p>55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額 3～6 (略)</p>
<p>(時間外勤務手当)</p>	<p>(時間外勤務手当)</p>
<p><b>第12条</b> 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p><b>第12条</b> 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>4 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要し</p>	<p>4 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要し</p>

改正後	改正前
<p>要しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><b>第13条</b> 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、<u>勤務時間等条例第10条</u>に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>(時間外勤務手当の基礎となる給与額の算出)</p> <p><b>第13条の2</b> 時間外勤務手当の基礎となる給与額は、給料の月額に第9条の2に規定する手当(同条第1項第1号に規定する職員に支給する手当を除く。)及び次条に規定する手当を加えた額に12を乗じ、その1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、<u>勤務時間等条例第10条</u>に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第16条 (略)</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については100分の67.5とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第16条の2の3</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して1箇月をこえない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。但し、休職中の者には</p>	<p>ない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><b>第13条</b> 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年清水町条例第4号)第10条</u>に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>(時間外勤務手当の基礎となる給与額の算出)</p> <p><b>第13条の2</b> 時間外勤務手当の基礎となる給与額は、給料の月額に第9条の2に規定する手当(同条第1項第1号に規定する職員に支給する手当を除く。)及び次条に規定する手当を加えた額に12を乗じ、その1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年清水町条例第4号)第10条</u>に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第16条 (略)</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については100分の67.5とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第16条の2の3</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して1箇月をこえない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。但し、休職中の者には支給しない。</p>

改正後	改正前
<p>支給しない。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 第4条第2項から第8項まで、第8条から第9条の2まで、第14条及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～26 (略)</p> <p>27 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次号及び次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳</p> <p>(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員 60歳を</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 第8条から第9条の2まで、第14条及び第15条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～26 (略)</p>

## 改正後

## 改正前

- 超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢
- 28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
  - (2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員
  - (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
  - (4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員
  - (5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 29 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて

## 改正後

算出した額を給料として支給する。

32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600

## 改正前

## 別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600

改正後								改正前							
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300

改正後								改正前							
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100

## 改正後

## 改正前

49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600

改正後							改正前						
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	

## 改正後

87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		

## 改正前

87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		

改正後						改正前					
106	298,600	347,200	384,900			106	298,600	347,200	384,900		
107	299,000	347,600	385,200			107	299,000	347,600	385,200		
108	299,300	348,000	385,500			108	299,300	348,000	385,500		
109	299,500	348,500	385,800			109	299,500	348,500	385,800		
110	299,900	348,900	386,100			110	299,900	348,900	386,100		
111	300,300	349,200	386,400			111	300,300	349,200	386,400		
112	300,600	349,500	386,700			112	300,600	349,500	386,700		
113	300,800	350,000	387,000			113	300,800	350,000	387,000		
114	301,000		387,300			114	301,000		387,300		
115	301,300		387,600			115	301,300		387,600		
116	301,700		387,900			116	301,700		387,900		
117	301,900		388,200			117	301,900		388,200		
118	302,100		388,500			118	302,100		388,500		
119	302,400		388,800			119	302,400		388,800		
120	302,700		389,100			120	302,700		389,100		
121	303,100					121	303,100				
122	303,300					122	303,300				
123	303,600					123	303,600				
124	303,900					124	303,900				

改正後								改正前								
	125		304,200						125		304,200					
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100								
	円	円	円	円	円	円	円									
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100										

別表第2 (第3条関係)

別表第2 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400		1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000		2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600		3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400		4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000		5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800		6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500		7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200		8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900		

改正後						改正前					
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300

## 改正後

## 改正前

29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100

改正後							改正前						
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400		
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800		
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200		
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500		
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900		
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400		
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600		
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700		
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900		
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000		
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900		
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900		
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900		
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500		
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300		
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100		
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900		
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600		
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300		

## 改正後

## 改正前

67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200

改正後							改正前						
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400		94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800		95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100		96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700		97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200		98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700		99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200		100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800		101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300		102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800		103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200		104	289,900	320,800	353,200	371,200			

改正後						改正前					
105	290,600	321,200	353,500	371,800		105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300		106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800		107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300		108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900		109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300		110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800		111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300		112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900		113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700			114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200			115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600			116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000			117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400			118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900			119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400			120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800			121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300			122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800			123	296,700	327,500	361,800		

改正後						改正前					
124	297,100	327,800	362,300			124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600			125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300				126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700				127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900				128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100				129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300				130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700				131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900				132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200				133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600				134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000				135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400				136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700				137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100				138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500				139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900				140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200				141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600				142	302,500	333,600			

改正後						改正前					
143	302,900	333,900				143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300				144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600				145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000				146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400				147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800				148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100				149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500				150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900				151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300				152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600				153	305,700	337,600			
154	305,900					154	305,900				
155	306,100					155	306,100				
156	306,400					156	306,400				
157	306,700					157	306,700				
158	307,000					158	307,000				
159	307,300					159	307,300				
160	307,600					160	307,600				
161	308,000					161	308,000				

改正後						改正前							
	162	308,300					162	308,300					
	163	308,600					163	308,600					
	164	308,900					164	308,900					
	165	309,300					165	309,300					
	166	309,600					166	309,600					
	167	309,900					167	309,900					
	168	310,200					168	310,200					
	169	310,600					169	310,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
		円	円	円	円	円							
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100							

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の清水町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第27項から第33項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される清水町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、

同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される清水町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第16条の2の3第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第4条第2項から第8項まで、第8条から第9条の2まで、第14条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。  
(その他の経過措置の規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

清水町営公衆浴場条例（平成7年清水町条例第6号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分		入浴料	区分		入浴料
12歳以上の者	1回券	<u>480円</u>	12歳以上の者	1回券	<u>450円</u>
	回数券（11回綴）	<u>4,800円</u>		回数券（11回綴）	<u>4,500円</u>
(略)			(略)		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に清水町公衆浴場の入浴料を前納している者の入浴料の額は、なお従前の例による。

清水町職員の再任用に関する条例（平成14年清水町条例第43号）を廃止する条例

改正後	改正前
<p>(条例廃止)</p>	<p>清水町職員の再任用に関する条例</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定に基づき、清水町職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定年退職者に準ずるもの)</u></p> <p><u>第2条</u> 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</u></p> <p>(2) <u>前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>(任期の更新)</u></p> <p><u>第3条</u> 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(任期の末日)</u></p> <p><u>第4条</u> 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。